

平成二十年三月二十七日提出  
質問第二三三三号

検察組織における調査活動費の裏金流用に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

## 検察組織における調査活動費の裏金流用に関する質問主意書

一 検察庁において調査活動費という名目で調査の際に使用が認められている費用があると承知するが、調査活動費の趣旨について説明されたい。

二 調査活動費を使用する際、または使用した後、検察庁においてどのような決裁手続がとられるのか説明されたい。

三 本年三月二十日付と同月二十一日付の朝日新聞の「内部告発」という記事に、元大阪高検公安部長の三井環氏が実名で検察庁における調査活動費の裏金流用を告発した経緯について書かれた記事（以下、「朝日記事」という。）が掲載されているが、検察庁は「朝日記事」の内容を承知しているか。

四 最高検察庁、高等検察庁、地方検察庁、区検察庁を含む検察庁組織全体において、これまで偽造領収書や虚偽の伝票等により調査活動費が裏金にされ、幹部職員の飲食費として使われる等、流用された事例はあるか。

五 四で、あるのならば、その具体的事例を全て明らかにされたい。

六 三井氏が二〇〇二年四月二十二日に逮捕されたのはなぜか。三井氏が逮捕されたのは、検察庁における

調査活動費の裏金流用を実名で告発することを決意したことと何らかの関係があるか。検察庁の見解如何。

七 直近十五年の調査活動費の予算額を明らかにされたい。

八 「朝日記事」に「一方、検察の調活費は、九八年度の五億九千七百万円をピークに年々削減され、

〇七年度は七千五百十一万円になった。」との記述があるが、調査活動費の予算額が年々削減され、特に二〇〇七年の調査活動費が一九九八年と比較してほぼ八分の一にまで減少しているのはなぜか。

九 「朝日記事」に「二審判決は『調活費の本来の目的、必要性には疑問が生じる』と指摘した。」と、三井氏の二審の裁判長が判決の際に述べた発言について触れられているが、右裁判長の発言に対する検察庁の見解如何。

十 裏金流用疑惑等、検察庁における調査活動費の使われ方には極めて疑わしいものがあり、国民は大きな不信感を抱いていると思料するが、調査活動費のあり方を見直し、裏金流用について徹底的な調査をする考えはあるか。検察庁の見解如何。

十一 鳩山邦夫法務大臣は、検察庁の上位官庁の長として検察庁に調査活動費の裏金流用について徹底的な

調査を行う様命じる考えはあるか。

右質問する。